### 引き続き課題の 退職給付制度運営

### 枇杷高志

ィレクター 年金数理人

## 退職給付問題は解決したか?

当てを行っていない部分)はほぼゼロになってい 分の三程度まで積み上がってきている。また、 度末では退職給付債務の約半分に過ぎなかっ 機に問題が顕在化し、多くの企業の経営課題 については、二〇〇〇年の退職給付会計導入を 給付債務と年金資産の差のうち企業がまだ引 たが、二〇〇五年度末では退職給付債務の四 ている。例えば、年金資産の額は、二〇〇三年 給付会計の状況は図1のとおり大きく改善し となっていた。しかしその後、上場企業の退職 二〇〇五年度末の未認識差異の未処理額(退職 企業年金制度をはじめとする退職給付制度

る

平均」であり、個別企業ごとの積立状況を見

識も十分でなく、対応が後手に回っていたケー 思われる。しかし現実には、企業側の問題 掛金の積み増しを行うといった対応は行えたと までの時期においても、資産運用を見直すとか スも少なくないと思われる。

とがもたらしたものといえる。本来、積立不足 そして二〇〇三年以降に株価が急回復したこ

して従業員側の反発が比較的少なかったこと、 ようになったこと、こうした給付切り下げに対

の問題は二〇〇〇年以前から生じており、それ

では株式及び外貨建て資産への投資割合が年 金資産の半分程度を占めるとのデータもある。 えているようだが、それでも平均的な企業年金 よりは保守的な資産運用を行う企業年金が増 ため、価格変動リスクを有する。最近は以前 また、年金資産も、有価証券に投資されている 算で得られるものであり、高い不確実性を持つ。 めとする数多くの前提条件による見積もり計 そもそも、退職給付債務は、 割引率をはじ

と考えられる。企業としては引き続き退職給 年金資産の規模は小さいものではない。したが って、株価の低迷などで再び積立不足が拡大 ご制度の運営に注意を払う必要があるだろう。 れば、企業経営に少なからぬ影響を与える 図1を見ると、依然として退職給付債務や なお、図1のデータはあくまで上場企業の

> る。 ると企業間のばらつきがかなり大きくなってい にはさまざまな課題がある。 度の管理の改善、企業の合併や買収時の 格年金制度の改定、連結子会社の退職給付 きな積立不足を抱えている企業もあるようだ 給付債務の取り扱いや制度の統合など、 このほか、二〇一二年三月で廃止となる適 他の企業に比べて対応が遅れ、いまだに大 個 退 别

はじめとする給付設計の見直しが実施できる

法改正で代行返上や確定拠出年金の導入を

しかしながら、この改善は、二〇〇二年前後

## 退職給付制度を巡る新たな要請

て以下の点にも注意する必要があるだろう。 性は依然として大きいが、企業のディスクロージ ャーを巡る規制の強化が進む状況から、 前述の通り、 退職給付制度の財務上 0) 加え 重

### 日本版SOX法の導入

られる。 される予定であるが、退職給付制度に関して ゆる「日本版SOX法」が平成二十年にも適用 ために企業の内部統制整備を義務付ける、いわ れるための内部統制整備が必要になると考え も財務上の重要性は高く、適正な開示が行 企業の財務報告に関する適正性を確保する

うかは、 託している業務が非常に多いことに注意が必要 運用や加入員データの管理、あるいは年金数 なる退職給付債務や年金資産の額が適正かど である。 人による退職給付債務の計算など、社外に委 ここで、特に企業年金制度に関しては、 つまり、 生命保険会社や信託銀行などの外部 退職給付会計の根幹の数値と 資

委託先の内部統制に依存するわけである。 なお、外部委託先の内部統制が十分かどう

出てきているようだ。 等がこうした「内部統制検証」を受ける動きが 業は既に先行して米国SOX法への対応を迫ら よう。 受けていればこれを利用することも考えられ 協会が定めた基準)などの「内部統制検証 託先がSAS70(独立監査人による受託業務 は物理的に困難が伴うと思われるが、外部委 れており、わが国の信託銀行や生命保険会社 かを企業が実地検分などで直接確認するのに 内部統制評価業務について米国公認会計士 実際、米国で株式上場している日本の企 を

# 退職給付会計基準の国際的な見直し機運

検討することを明らかにしている。 時に行うことが求められることとなった。また、 退職給付会計基準FAS87を見直して新た 務会計基準委員会(FASB)では、今年九月に 見直す動きも出てきている。 付債務の評価方法を含めた抜本的な見直しを FASBは、今後さらに数年をかけて、退職給 計算上差異などの認識をバランスシート上で即 にFAS158を制定したが、この結果、数理 欧米では退職給付会計そのものの枠組みを 例えば米国の財

職給付会計の見直しは世界的な潮流であると の検討と平仄をあわせたもののようであり、退 こうしたFASBの動きは、 国際会計基準で

いえる。 現在のわが国 「の退職給付会計基準では、 発

> ろう。 制度運営の重要度が更に高まると考えられよ るが、今後は海外の会計基準との調和という 点から少なからず影響を受ける可能性もあ 一した差異を遅延認識することが認められて そうなれば企業財務における退職給付

# 退職給付・年金へのガバナンス強化が必要

う。

こりうるリスクを認識した上で適切 未然に防いでいくことこそ、あるべき な対策を講じ、問題が起こることを 追い」の対応ではなく、あらかじめ起 いがたい。しかし、以前のような「後 に対するガバナンスが十分に行えていたとは言 企業経営」の役割なのではないかと 見るとブラックボックス的な面が多く、これ これまで、 退職給付制度の運営は、 経営者か

る。 0 く 財務負担の抑制だけを行うのではな 対する重要な報酬制度である。単に ないのである。 ションや生産性の低下を起こしかね 権利を守るという視点も必要であ 他方で、退職給付制度は従業員に 従業員の満足度を高め、受給者 さもなければ、従業員のモチベ

で行うことは難しく、 係者の利益の調整は、財務部や人事 部といった企業の特定の部門が単独 このように、 立場の異なる利害関 経営者自身が

> があると考えられる。 総合的な判断に基づいて利害調整を行う必要

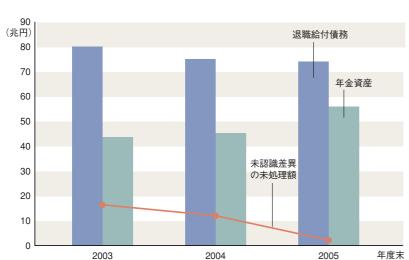
要

され、 求められていることからも、 ないだろうか。 取り組んで行くべき重要な課題といえるのでは バナンスの強化は企業経営者にとって引き続き 昨今、コーポレート・ガバナンスの強化が要請 財務諸表開示にかかる内部統制強化 退職給付制度のガ

考えられる。

-部上場企業の退職給付会計の状況

### 図1●東証・



(出所) 日経メディアマーケティングのデータを用いて筆者が作成。 部上場企業のうち三年連続でデータが取れる1543社を対象に集計。